

## 岡崎墓園、納骨壇及び市有墓地に係る行政処分要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、岡崎市墓園条例（昭和49年岡崎市条例第61号。以下「墓園条例」という。）、岡崎市墓園管理規則（昭和50年岡崎市規則第1号。以下「墓園規則」という。）及び岡崎市墓地管理規則（平成26年岡崎市規則第28号。以下「墓地規則」という。）に基づく行政処分及び瑕疵による行政処分を適正に運用するために必要な事項を定める。

### (許可の取消し)

第2条 岡崎墓園、納骨壇及び市有墓地に係る行政処分基準に照し、墓園条例、墓園規則及び墓地規則（以下「墓園条例等」という。）に基づく許可の取消しを行うことが必要であると判断した場合には、市は次の事項を勘案し、行政処分予定者調書（様式第1号）を作成して速やかに市長に報告するものとする。

- (1) 墓園条例等に違反した行為の詳細
- (2) 指導経過及び過去の処分歴
- (3) その他参考となる事項

2 岡崎市行政手続条例（平成9年岡崎市条例第3号。（以下「手続条例」）という。）第13条第1項の規定に基づく聴聞の手続きに係る通知は、墓園条例等に基づく許可の取消しを予定する者に対し、文書（様式第2号）で行うものとする。ただし、同条例第13条第2項の規定に該当する場合を除く。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠法令
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所、並びに聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

3 前項の聴聞を行った場合、市は速やかに聴聞調書（様式第3号）を作成し、その内容を精査し、墓園条例等に基づく許可の取消しの内容について再検討を行い、その結果を聴聞結果報告書（様式第4号）により速やかに市長に報告しなければならない。

4 墓園条例等に基づく許可の取消しに係る文書（岡崎墓園墓地に係るものは岡崎市墓園管理要綱（以下「墓園要綱」という。）様式第16号、納骨壇に係るものは墓園要綱様式第32号、市有墓地に係るものは岡崎市墓地管理要綱（以下「墓地要綱」という。）様式第7号）は、次の事項に留意して作成するものとする。

- (1) 許可の取消しの内容を記載すること
- (2) 取消年月日を記載すること
- (3) 処分の理由を記載すること

5 墓園条例等に基づく許可の取消しを命ずる場合にあっては、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に関する教示（以下「行服法等に関する教示」という。）を付し、取消通知文書を被処分者に送付するものとする。文書を直接交付する場合は、受領者に受領日等の記載及び署名をさせるものとする。また、墓園条例等に基づく許可の取消しを行った場合は、紛失の場合を除き被処分者から許可証を返納させるものとする。

- 6 墓園条例等に基づく許可の取消しを行ったときは、必要に応じて墓園条例第 22 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく措置をとり、墓地の原状回復状況等を確認するものとする。  
(瑕疵による許可の取消し)

第 3 条 瑕疵による許可の取消しを行うことが必要であると判断した場合には、市は次の事項を勘案し、行政処分予定者調書(様式第 1 号)を作成して速やかに市長に報告するものとする。

- (1) 瑕疵による許可の取消しに該当するに至った内容
  - (2) その他参考となる事項
- 2 手続条例第 13 条第 1 項の規定に基づく聴聞の手続きに係る通知は、瑕疵による許可の取消しを予定する者に対し、文書(様式第 2 号)で行うものとする。ただし、同条例第 13 条第 2 項の規定に該当する場合を除く。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠法令
  - (2) 不利益処分の原因となる事実
  - (3) 聴聞の期日及び場所、並びに聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 3 前項の聴聞を行った場合、市は速やかに聴聞調書(様式第 3 号)を作成し、その内容を精査し、墓園条例等に基づく許可の取消しの内容について再検討を行い、その結果を聴聞結果報告書(様式第 4 号)により速やかに市長に報告しなければならない。

4 瑕疵による許可の取消しに係る文書(岡崎墓園墓地に係るものは墓園要綱様式第 16 号、納骨壇に係るものは墓園要綱様式第 32 号、市有墓地に係るものは墓地要綱様式第 7 号)は、次の事項に留意して作成するものとする。

- (1) 許可の取消しの内容を記載すること
  - (2) 取消年月日を記載すること
  - (3) 処分の理由を記載すること(本来許可されない者について瑕疵による許可が行われた旨等)
- 5 瑕疵による許可の取消しを命ずる場合にあつては、行服法等に関する教示を付し、取消通知文書を送付するものとする。文書を直接交付する場合は、受領者に受領日等の記載及び署名をさせるものとする。また、被処分者から紛失の場合を除き許可証を返納させるものとする。

- 6 瑕疵による許可の取消しを行ったときは、必要に応じて墓園条例第 22 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく措置をとり、墓地の原状回復状況等を確認するものとする。  
(墓園管理料の債権管理)

第 4 条 墓園条例第 22 条第 1 項第 4 号に規定する 5 年間とは、ある年度に賦課された墓園管理料(以下「管理料」という。)に対し、同年度の 4 月 1 日から数えて 5 年目の 3 月 31 日までの期間を指すものとする。ただし、墓園条例第 12 条に規定する、抽選において新規で区画を取得した者に対する初年度の管理料については、「同年度」を「翌年度」と読み替えるものとする。

- 2 岡崎墓園使用者に対し墓園条例等に基づく許可の取消しが行われた場合、未納となった各年度ごとの管理料は、民法第 166 条第 1 項の定めるところによる時効の消滅を経たのち、岡崎市の債権の管理に関する条例第 5 条、岡崎市債権管理規則第 26 条の 3 第 1 項及び同規則同条第 2 項に基づき債権放棄をするものとし、可能なものから岡崎市予算決

算及び会計規則第 54 条による不能欠損処理を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。